

デイサービスセンター恵和園

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩光会が開設する『社会福祉法人彩光会デイサービスセンター恵和園』(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

- 1 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上及び機能訓練の支援を行なう。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3 安全、安心を心がけた事業所の環境整備に努める。
- 4 サービスの実施にあたり関係機関、諸団体等とよく連携を図り、総合的なサービスの提供がなされるように配慮する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 社会福祉法人彩光会 デイサービスセンター恵和園
- ② 所在地 上尾市大字領家371-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
(※管理者は養護老人ホーム恵和園施設長の兼務とする。)
- ② 従業者
生活相談員 1名以上 利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
看護職員 1名以上(機能訓練指導員と兼務) 利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
介護職員 3名以上 利用者の身体介護、給食等の介助及び援助、レクリエーション活動などを計画、実施する。
機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務) 機能の減衰を予防、防止する為の計画、訓練を行う。
栄養士 1名以上(兼務) 給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
調理員 (委託) 献立に基づき、給食を調理する。
事務員 2名以上(兼務)
従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(祝日を含む)までとする、ただし12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 25名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合による自己負担割合を乗じた額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴(一般浴・機械浴)

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態チェック

(5) 送迎

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護に要した送迎の費用は、超えた地点から、10キロメートル未満500円、10キロメートル以上1,000円とする。

3 食費は、一食当たり800円とする。

4 おむつ代は、実費とする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費とする。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス提供の留意事項)

第8条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の留意事項は次のとおりとする。

1 サービスの提供に当たっては、指定通所介護及び指定介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

2 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

4 指定通所介護及び指定介護予防通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

5 認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、指定通所介護は上尾市、桶川市、さいたま市(うち西区、北区に限る)、川島町の区域、指定介護予防通所介護は上尾市、さいたま市(全域)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(4) 体調不良等によって、通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する事がある。

(5) 主治医からの指示事項等がある場合には、申し出る。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者に対する虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人彩光会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(作成)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(介護保険改正 単位等変更)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(誤字修正)

この規定は、平成23年4月1日から施行する。(介護保険改正 単位等変更)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(誤字修正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(誤字修正)

この規定は、令和 3年4月1日から施行する。(営業区域の記載)

この規定は、令和 5年4月1日から施行する。(全面見直し改定)

改定内容

- ① 第1条 規定⇒規程 生活相談員等⇒従業者
指定通所介護事業所の削除
- ② 第2条 名称変更
ご利用者様の⇒利用者の
運営の方針⇒事業の運営の方針
内容変更:令和3年10月1日運営方針改訂
- ③ 第4条 ①管理者の職務内容追加
②(1人は最低常勤)を削除
事務員 1名⇒事務員 2名
名⇒名以上
- ④ 第5条 営業時間
・(祝日を含む)を追加
・(3)サービス提供時間修正 午前9:20～午後4:30に 希望者の削除
- ⑤ 第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等
 1. ・記載の内容変更 介護保険負担割合 1割の額 ⇒自己負担割合を乗じた額とする。
・内容の明示(1)～(5)
 2. ・第11条⇒第10条へ
・通常の事業の実施地域を越える場合⇒超えた地点から に変更、「徴収」を削除。
 3. 食費 「一食当たり800円」を追加・変更し「徴収する」を削除し「とする」に変更。
 4. おむつ代 「を徴収する」を削除し「とする」に変更。
 5. 日常生活 「を徴収する」を削除し「とする」に変更。
- ⑥第8条 2. 通所介護従業者⇒従業者
- ⑦第9条 全文削除(指定通所介護及び指定介護予防通所介護計画の作成)
- ⑧条文番号変更 第10条(緊急時等における対応方法) ⇒第9条とする。
第11条(通常の事業の実施地域) ⇒第10条とする。
第12条(サービスの利用に当たっての留意事項)⇒第11条とする。
第14条(その他運営についての留意事項) ⇒第17条とする。
- ⑨第9条 ・生活相談員等⇒従業者
・通所介護⇒指定通所介護及び指定介護予防通所介護
- ⑩第10条 ・指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業の実施区域を明示
- ⑪第11条 1. 2 生活相談員等⇒従業者
- ⑫第13条 (苦情処理) 条文追加
- ⑬第14条 (事故発生時の対応) 条文追加
- ⑭第15条 (虐待防止に関する事項) 条文追加
- ⑮第16条 (個人情報の保護) 条文追加
- ⑯第17条 生活相談員等⇒従業者
- ⑰附則の内容記載 改定内容追加

この規定は、令和 5年12月1日から施行する。(職員数及び営業日の変更)